

## 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会（第22回）（書面開催）

### －議事概要－

審議期間：令和4年5月26日（木）

#### 書面での開催理由：

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会（第8回）の開催に先立ち、緊急に開催する必要性があり、書面審議を行うこととした。

#### 回答者一覧：

小川委員長、伊藤委員、内山委員、香川委員、熊崎委員、近藤委員、辻委員、東嶋委員、松尾委員、三浦委員、三宅委員、吉川委員（委員長を除き、五十音順）

#### 議事：

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会の審議会資料の訂正について

#### 審議結果：

第21回高圧ガス小委員会において、報告事項として扱った審議会資料の訂正について、書面による確認を行ったところ、委員からの意見は以下のとおり。

- 訂正はあったものの、内容に相違はないので問題ないと思います。
- 今回の審議会資料の訂正については第21回高圧ガス小委員会の結論に特段の問題はないものと思慮される。
- 本訂正を前提としても、小委員会報告書の結論に変更はなく、その結論について了承する。
- 修正事項については、了解しました。その他、疑問点はございません。
- 資料の訂正箇所につきまして、確認いたしました。報告書の結論を変更する必要はないと存じます。議論の根拠となる資料につきましては、元データにあたりつつ、複数人の視点によるチェックが必要と存じます。
- 今回の資料の訂正を前提としても、報告書の結論を変更する必要は特にないと考えます。スライド6にあるような、今後の監視体制にも期待しています。事業者には重ね重ね、保安に対して真摯にお取り組み頂けるようお伝えいただければ幸いです。
- 私どもは、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会をはじめ、関係する小委員会において、これまで一貫して、安全を守るという一点から、十分な根拠をもとに、具体的な問題点についてきちんとした議論を重ねたうえで制度見直しを進めるべき、ということを主張してきた。これについては、私どもも高圧ガス保安協会が、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスによる災害の防止を目的とする法人であることから、安全を前提とした専門的な議論を重ねるために主張してきたものである。  
この点、今回の制度見直しでは、当初私どもの主張が十分理解されなかったため、安全を確保する観点から具体的な問題点を多々指摘してきたが、昨年11月以降12月の分科会に至る検討と報告書の中で、安全の確保及び向上を大前提として、相当程度、経済産業省が私どもの懸念を理解し、私どもの意見をしっかり取り入れていただいた結果、経済産業省と高圧ガス保安協会との間で、同じ方向を向いて検討を進める環境が整ったと考えている。

具体的には、主として次の3点に関して制度の見直しがされたため、高圧ガス保安協会として当初から主張してきた安全の確保及び向上が達せられる制度となったと考える。

- ①認定の審査において、当初は国のみが簡易な審査で認定を行うこととしていたところ、高圧ガス保安協会を含む有識者からなる審査会審査を行うことを原則とし、専門技術的観点からの確認が必要な場合には、高圧ガス保安協会等への調査依頼を行うこととしたこと。これにより専門技術的視点による審査が可能となり、安全の確保及び向上につながるものとなった
- ②認定事業者の設備変更に係る許可等の手続きについて、当初は、許可を不要とするとされていたが、重要なものについては引き続き許可制度が維持されるとともに、事後においても立入検査等により安全を確保する仕組みを担保することとしたこと
- ③認定事業者に対する法定講習や定期自主検査の義務について、当初は、いずれも廃止とされていたが、法定講習の義務については内容を充実させた上で維持されることとなり、定期自主検査についても事業者が自主的に同様の検査を実施する仕組みが実質的に確保されたこと

以上3点である。

今後の制度設計に当たっては、何よりも安全を守るという点を優先し、その制度が安全の確保及び向上につながることにについて全ての関係者が確信し、納得しつつ進めていただくことを期待する。

こうした中で、今回の修正は、きちんとした議論を重ねるための前提となる事実に関する修正であるため、今後、このようなことがないように緊張感をもって対応していただくよう強くお願いをする。

私としては、これまでも経済産業省との間で同じ方向を向いて検討を進めており、今回の修正を踏まえても、これまでの審議会での私の意見のとおり、安全を守るという一点から、引き続き、同じ方向を向いて、産業保安の維持向上に努めてまいりたい。

- 資料の訂正について確認しました。審議された内容について、結論を変更する必要はないと思います。ただし、データの誤りは有ってはならないことですので、今後の防止対策を検討することが必要です。具体的には、事故および法令違反等をMSアクセス等のデータベースソフトを使って管理するなど、経産省事務局のスマート化が求められます。
- 承知しました。申請・報告システムの電子化により情報もより容易に・正確に集計・分析できると思います。
- 訂正箇所について、法令違反及び事故発生の状況に関する認識に大きな影響を与える内容ではないことを確認しました。今回のことを踏まえ、関連の制度改正でも重視されているテクノロジーの活用、特に保安情報のデジタル化、電子申請システムの利用によって、各種のチェック機能を働かせることが有効と考えます。
- 訂正内容に問題はないと思います。審議会での結論は、デジタル化を推進し、保安の見える化を進めることであったと思います。今回の訂正の根源には、不十分なデジタル化があったと思います。今回のような誤集計を防ぐためにも、デジタル化は必須のことであると思います。

以上